

農業委員会だより



農地に農業用倉庫などを建築する場合は届出が必要です

所有する農地を自らが農業用に使用するため、農業用倉庫・農機具置場・畜舎・作業場など、農業経営に必要な施設に転用する場合、その農地面積が2アール(200平方メートル)未満である場合は許可は不要ですが、農業委員会へ届出書の提出が必要です。

敷地面積2アール未満とは、建築する農業用施設の建築面積ではなく、建物を建築するために必要な農地の面積です。

なお、2アール以上の農業用施設や自分の農地以外に建築する場合は、農地転用の許可が必要となります。また、農業用施設以外のものに利用した場合、無断転用となり罰則がありますのでご注意ください。

農地によっては、農地法以外の各法令が関連する場合がありますので、建築を予定されている方は、農業委員会までご相談ください。

視察研修(報告)

8月28日から2日間、視察研修を実施し、県外2市の農業委員会を視察しました。

◆1日目

(香川県三豊市農業委員会)

三豊市は香川県西部に位置し、北西部は瀬戸内海に接し、高知県や愛媛県にも近い位置にあります。農業は全国一の生産規模を誇るマールレットをはじめ、米麦、野菜、果樹、花卉及び、工芸作物の生産、畜産に至る多彩な農業が営まれています。農業委員数は37人、うち女性農業委員は4人で、女性農業委員の活動として、食育活動、子どもたちとの農業体験、耕作放棄地を活用しての花の栽培、ゴミの減量化などに取り組み、今年から発足した「香川県女性農業委員の会」でも活動しています。

また、毎月7日に農業委員4人を割当てして「農事相談事業」を実施し、農業に関する相談をしています。耕作放棄地の解消については、農業委員の他に農業委員会補助員80人を設置し、農業委員と共に各種案件の他、耕作放棄地の調査など、農業委員と協力して活動しています。

25年度からは農業委員37人が一人一筆運動を展開し、耕作放棄地の解消に努めています。説明を受けた後現地に案内していただき現地説明を受けました。

◆2日目

(岡山県岡山市農業委員会)

岡山市は広大な農地と地域の特色を活かした多様な農業が営まれ、南部地域では、稲作、麦作、ナス、タマネギなどの生産、中部地域では、岡山を代表する桃、マスカットなどの果物、北部中山間地では酪農が営まれています。昨今都市化による農地の減少や農業者の減少、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などの課題を抱えています。これらの課題解消を図り、「魅力ある農業」を展開していくため、平成21年4月の政令指定都市移行にあわせて、今後10年間の農業振興の構想と基本計画を示した農業振興戦略として「岡山市農業振興ビジョン」を策定。現在、このビジョンに沿って各種施策を推進しています。

農業委員会には、第一農業委員会(北区・南区、委員数40人)、第二農業委員会(中区・東区、委員数26人)の2組織があり、委員各自がそれぞれの地域の課題に取り組

むべき事項について「活動宣言書」を提出して活動していきます。

特に驚いたのは、同地域耕作放棄地協議会が導入した大型草刈機(ハンマリーナイフモア)。農業委員自らがオペレーターとなって農地の再生を行っていることです。

また、6人の女性農業委員による、婚活パーティー、農業体験事業、学校給食への食材提供の取り組みなども実施しています。

以上2日の研修は、今後、農業委員として活動していく上で、大変参考になり示唆に富む内容でした。

○お問い合わせ

農業委員会事務局

☎ 43-1888(課直通)

